

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

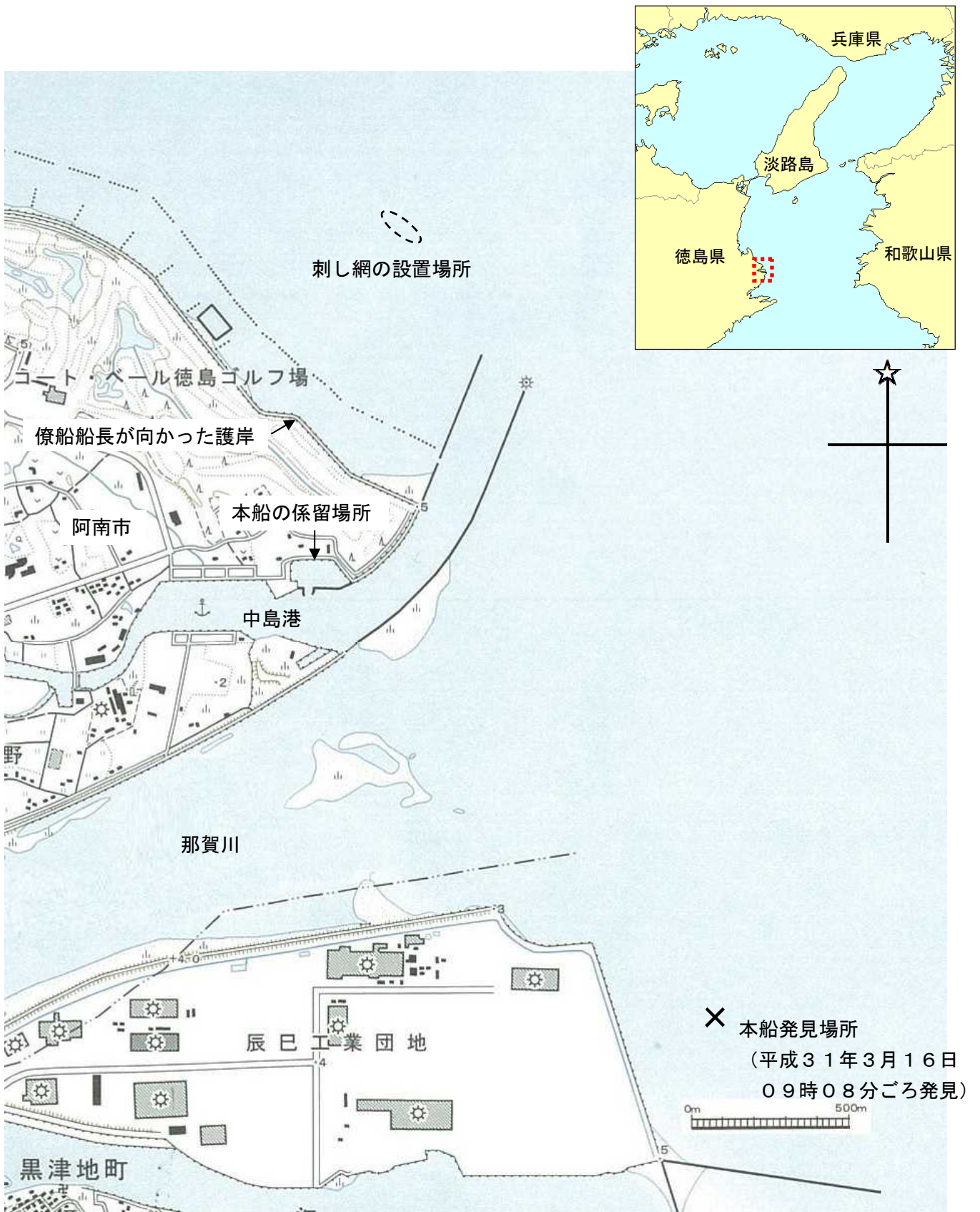
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡																																
発生日時	不明（平成31年3月16日 05時50分ごろ～09時08分ごろの間）																																
発生場所	不明（徳島県阿南市那賀川河口付近）																																
事故の概要	漁船第2貴丸は、刺し網漁の揚網を行う目的で出航した後、船長が落水して溺死した。																																
事故調査の経過	平成31年3月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2貴丸、0.8トン T03-15490（漁船登録番号）、個人所有 6.28m(Lr)×1.70m×0.69m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和58年10月20日																																
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年11月4日 免許証交付日 平成25年11月5日 (令和元年11月3日まで有効)																																
死傷者等	死亡 1人（船長）																																
損傷	右舷船首部ブルワークに亀裂、船内床面に破損、船外機に濡損（全損）																																
気象・海象	(1) 気象 気象庁（徳島地方気象台）の本事故当日の観測値 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th rowspan="2">気温 (°C)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">天気</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:30</td> <td>5.7</td> <td>5.6</td> <td>西北西</td> <td>11.5</td> <td>西北西</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>06:00</td> <td>4.7</td> <td>6.6</td> <td>西北西</td> <td>12.0</td> <td>西</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>06:30</td> <td>5.5</td> <td>5.2</td> <td>西</td> <td>9.5</td> <td>西北西</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間		天気	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	05:30	5.7	5.6	西北西	11.5	西北西	—	06:00	4.7	6.6	西北西	12.0	西	—	06:30	5.5	5.2	西	9.5	西北西	—
時刻 (時:分)	気温 (°C)			平均		最大瞬間			天気																								
		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																												
05:30	5.7	5.6	西北西	11.5	西北西	—																											
06:00	4.7	6.6	西北西	12.0	西	—																											
06:30	5.5	5.2	西	9.5	西北西	—																											

	<table border="1"> <tr> <td>07:00</td> <td>5.7</td> <td>4.9</td> <td>西北西</td> <td>9.4</td> <td>西</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>07:30</td> <td>5.8</td> <td>3.4</td> <td>西</td> <td>7.5</td> <td>西北西</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>6.8</td> <td>5.7</td> <td>西北西</td> <td>10.7</td> <td>西北西</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>08:30</td> <td>7.3</td> <td>7.4</td> <td>西北西</td> <td>11.9</td> <td>北西</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>8.2</td> <td>7.4</td> <td>西北西</td> <td>13.7</td> <td>西北西</td> <td>晴れ</td> </tr> <tr> <td>09:30</td> <td>8.9</td> <td>7.5</td> <td>西北西</td> <td>12.9</td> <td>西北西</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(2) 海象 波高 約2～3m、水温 約13℃</p> <p>(3) 気象注意報の発表状況 徳島地方気象台は、3月15日15時55分に阿南市に強風注意報（陸上で風速12m/s以上、海上で風速15m/s以上）を発表し、本事故当時も継続中であった。</p>	07:00	5.7	4.9	西北西	9.4	西	—	07:30	5.8	3.4	西	7.5	西北西	—	08:00	6.8	5.7	西北西	10.7	西北西	—	08:30	7.3	7.4	西北西	11.9	北西	—	09:00	8.2	7.4	西北西	13.7	西北西	晴れ	09:30	8.9	7.5	西北西	12.9	西北西	—
07:00	5.7	4.9	西北西	9.4	西	—																																					
07:30	5.8	3.4	西	7.5	西北西	—																																					
08:00	6.8	5.7	西北西	10.7	西北西	—																																					
08:30	7.3	7.4	西北西	11.9	北西	—																																					
09:00	8.2	7.4	西北西	13.7	西北西	晴れ																																					
09:30	8.9	7.5	西北西	12.9	西北西	—																																					
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、前日に仕掛けた刺し網を揚げる目的で、平成31年3月16日05時50分ごろ徳島県阿南市中島港を出航した。</p> <p>‘船長と同じ漁業協同組合（以下「本件組合」という。）に所属する別の船長’（以下「僚船船長」という。）は、06時00分ごろに中島港に到着した際、知人から約10分前に船長が出漁したことを聞き、自らも06時10分ごろ出漁した。</p> <p>僚船船長は、06時13分ごろ、港口付近を航行中、沖の方が荒れているのが見えたので、漁を中止することとし、帰航した。</p> <p>僚船船長は、ふだんであれば、船長が1時間程度で帰航していたが、帰航しないので不審に思い、船長の操業場所を見渡すことができる護岸に向かったところ、本船が見当たらず、船長の携帯電話に電話を掛けたものの、応答がなかったため、本件組合の漁業者に本件組合に連絡するよう依頼した。</p> <p>本件組合の代表者は、07時40分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁、消防、警察及び本件組合の漁業者等により捜索が行われ、09時08分ごろ、那賀川河口の南東方で、海面から船首端を出してわかめ養殖施設に無人の状態で見つ掛かっているところを本件組合の漁業者により発見された。</p> <p>本船は、阿南市富岡港の岸壁に陸揚げされた。</p> <p>船長は、行方不明となり、船長を捜索していた本件組合の漁業者が、刺し網の設置場所付近から本船発見場所付近まで2そう引き網でえい網して揚網したところ、17日11時30分ごろ発見された。</p> <p>船長の死因は、溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>																																										
その他の事項	<p>船長は、揚網する際、機械を使わずに人力で網を揚げていた。</p> <p>船長は、発見時、ジャンパー、カップのズボン、靴下を着用し、防水ではない携帯電話を身に付けていた。</p>																																										

	<p>船長は、ふだんから救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長には、持病はなかった。</p> <p>船長の家族は、本事故前日、船長から翌日は刺し網を揚げに行く旨の話を聞いた。</p> <p>本船の刺し網は、中島港北方沖に設置されていたものの、一部が一塊の状態海中にあったところを本件組合の漁業者によって発見された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、強風注意報が発表されている状況下、05時50分ごろ中島港を出航するところを目撃された後、09時08分ごろ、那賀川河口の南東方で、海面から船首端を出してわかめ養殖施設に無人の状態に引っ掛かっているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと推定される。</p> <p>船長は、刺し網の一部が一塊の状態海中から発見されたことから、揚網作業中に落水して溺死した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発表されている状況下、中島港を出航した後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船は、風波の影響を受けて動揺しやすいので、強風注意報等が発表されているときには、^{たぐひ}堪航性を考慮して出漁の可否を判断すること。 ・ 出漁する際は、救命胴衣の常時着用を徹底すること。 ・ 防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院 2万5千分の1地形図使用